



法第6条第2項第1号に規定する郵便局及び法第6条第2項第2号に規定する会社の営業所の名称及び所在地等

変更年月日	変更の理由		郵便局・会社の営業所の別	整理番号	名称	簡易郵便局	所在地	過疎地	(1)郵便窓口業務	(2)銀行窓口業務	(3)保険窓口業務	(4)受託郵便貯金管理業務	(5)受託簡易生命保険管理業務	関連銀行又は関連保険会社の営業所	備考
H29.3.1	契約解除	変更前	営業所	617320	宇和島船隠簡易郵便局	○	愛媛県宇和島市三浦東1352-1	○	○	×	×	×	×	-	
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
H29.3.1	業務変更	変更前	郵便局	637230	四条簡易郵便局	○	香川県仲多度郡まんのう町吉野下430	○	○	○	○	○	○	-	
		変更後	営業所	637230	四条簡易郵便局	○	香川県仲多度郡まんのう町吉野下430	○	○	○	×	○	○	-	
H29.3.1	業務変更	変更前	郵便局	786770	大黒簡易郵便局	○	鹿児島県鹿屋市下高隈町4467-2	○	○	○	○	○	○	-	
		変更後	営業所	786770	大黒簡易郵便局	○	鹿児島県鹿屋市下高隈町4467-2	○	○	○	×	○	○	-	
H29.3.1	住居表示変更	変更前	営業所	787520	片泊簡易郵便局	○	鹿児島県鹿児島郡三島村黒島片泊135	○	○	○	×	○	○	-	
		変更後	営業所	787520	片泊簡易郵便局	○	鹿児島県鹿児島郡三島村黒島135	○	○	○	×	○	○	-	
H29.3.1	契約締結	変更前	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		変更後	郵便局	788030	平佐簡易郵便局	○	鹿児島県薩摩川内市平佐町2986-1	-	○	○	○	○	○	-	
H29.3.1	契約解除	変更前	営業所	817100	陸前白沢簡易郵便局	○	宮城県仙台市青葉区上愛子大道34-9	○	○	○	×	○	○	-	
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
H29.3.1	契約解除	変更前	営業所	828340	相馬玉野簡易郵便局	○	福島県相馬市玉野町56-2	○	○	○	×	○	○	-	
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
H29.3.1	契約解除	変更前	営業所	857410	宮浦簡易郵便局	○	山形県山形市宮浦14-8	-	○	○	×	○	×	-	
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
H29.3.1	業務変更	変更前	営業所	867370	長井田簡易郵便局	○	秋田県鹿角市八幡平夏井73-3	○	○	○	×	○	×	-	
		変更後	営業所	867370	長井田簡易郵便局	○	秋田県鹿角市八幡平夏井73-3	○	○	○	×	○	○	-	
H29.3.1	住居表示変更	変更前	営業所	987220	羽幌北大通簡易郵便局	○	北海道苫前郡羽幌町北大通2-11	○	○	○	×	○	○	-	
		変更後	営業所	987220	羽幌北大通簡易郵便局	○	北海道苫前郡羽幌町北大通2-12-1	○	○	○	×	○	○	-	





法第6条第2項第1号に規定する郵便局及び法第6条第2項第2号に規定する会社の営業所の名称及び所在地等

変更年月日	変更の理由		郵便局・会社の営業所の別	整理番号	名称	簡易郵便局	所在地	過疎地	(1)郵便窓口業務	(2)銀行窓口業務	(3)保険窓口業務	(4)受託郵便貯金管理業務	(5)受託簡易生命保険管理業務	関連銀行又は関連保険会社の営業所	備考
H29.3.22	新設	変更前	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		変更後	郵便局	312710	イオンモール新小松内郵便局	-	石川県小松市沖周辺土地区画整理事業区域内20街区	-	○	○	○	○	○	-	-
H29.3.25	廃止	変更前	郵便局	014710	羽田整備場駅前郵便局	-	東京都大田区羽田空港1-6-6	-	○	○	○	○	○	-	-
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
H29.3.27	移転	変更前	郵便局	312100	金沢有松郵便局	-	石川県金沢市有松2-1-25	-	○	○	○	○	○	-	-
		変更後	郵便局	312100	金沢有松郵便局	-	石川県金沢市有松3-6-20	-	○	○	○	○	○	-	-
H29.3.27	移転	変更前	郵便局	920770	釧路若草郵便局	-	北海道釧路市武佐3-1-19	○	○	○	○	○	○	-	-
		変更後	郵便局	920770	釧路若草郵便局	-	北海道釧路市武佐3-47-28	○	○	○	○	○	○	-	-

注1 郵便局及び会社の営業所の別に整理すること。

注2 当該郵便局又は当該営業所が簡易郵便局である場合は、「簡易郵便局」の欄に「○」を記入すること。

注3 所在地が第四条第五項に規定する過疎地に該当するときは、「過疎地」の欄に「○」を記入すること。

注4 (1)から(5)までについては、実施する業務には「○」、実施しない業務には「×」を各該当欄に記入すること。

注5 当該郵便局又は当該営業所に関連銀行又は関連保険会社の営業所が併設されている場合は、併設されている営業所に応じて、「関連銀行又は関連保険会社の営業所」の欄に「関連銀行」又は「関連保険会社」を記入すること。その他届出時の状況に応じて備考欄に記入すること。